



# 法教育 教材集

## 「お犬様は江戸っこよりエライ？」 ～生類憐みの令からみる法～

### 1 はじめに

歴史的分野の学習では、さまざまな法令について取り扱うが、授業ではその法令の内容について学ぶだけにとどまるケースも多いのではないかと思う。本稿では、「法教育教材集」を活用して、第2学年の歴史的分野の授業内で、「法の支配」「民主主義」などの概念について考える場面を設定し、歴史的分野「近世の日本」から「近代の日本と世界」における近代社会の成立について理解が深まるように工夫した。

### 2 学習指導要領で示されていること

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』では、歴史的分野 大項目B (3)イのねらいとして、

ア)交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的、産業の発達と文化の担い手の変化、社会の変化と幕府の政策の変化

に着目して、事象を相互に関連付けるなどして、近世の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること、とある。

また大項目C (1)ア)における内容の取り扱いについて、

政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて

とあり、ここでは近代民主政治への動きが生まれたことに気付くことができるようにする、とあることから、本授業では、江戸時代の学習において生徒が興味を持ちやすい「生類憐みの令」を取り扱うことで、武断政治から文治政

治へと変化した江戸幕府の政治体制の理解しながら変化の多い江戸時代を体感しつつ、法令について、「だれが、何のために、どのような経緯で作成したか」を考えさせたり、法律が何のためにつくられたものかを考えさせることを重要な視点とした。

### 3 生徒に身につけさせたい 法教育的な見方・考え方

本授業では、生類憐みの令について「だれが、何のために、どのような経緯で作成したか」について着目させ、(1)立法の目的と手段 (2)罪と罰のバランスなど法の内容を多角的・多面的に考察する力の身に付けながら、法の制定の手続きについても考えられるようにしたい。

### 4 展開

今回は、生徒にワークシート（図1）を活用して、取り組んだ。まずはじめに、「御当家令条」巻33の一部を読ませ、「生類憐みの令」、「徳川綱吉」、「文治政治」などのキーワードを想起させることで導入とした。特に「文治政治」についてはそれまでの「武断政治」からの転換について理解させ、社会秩序の安定における、教育や学問や法令の重要性を気付かせるように工夫し、その上で「生類憐みの令」に関する資料を読ませて「大切だと思う」「疑問に感じた」ことをまとめさせた。

生徒の意見には「生類を大切にするのに、死刑にするのはおかしいなと思った」「人は生類ではない？」（図2）などあり、生徒たちが自ずと「罪と罰のバランス」について考えている

「お犬様は江戸っ子よりエライ？」

1、資料を読んでみよう。

一、犬に限らず、すべて生類にはいつくしむ心を基本とし、憐れむことが大切である。  
『御当家令条』一部 口語訳

①これは、( )の令である。( ) (5代将軍)が発令したもの。  
②2つの資料を読んで、大切だと思うところには青でマークし、疑問に感じたところに赤でマークしてみよう。

○生類あはれみ(生きとし生けるものを大切にすること)の徹底については、つい先日、文書で伝えたところである。それなのに、今回、武藏国寺尾村と代場村の人が、病気の馬を捨てたそうで、とんでもないことである。これは、本来ならば死刑になるべきところ、今度は、鳥流しに罰を軽くしておくれけれども、これ以降、同じ事件があれば、必ず死刑にするから、そのつもりでいなさい。  
『正宝事録』一部 口語訳

○世の人みなさんに、仁愛の心をもってもらいたいと、常々思っている。そこで、生類憐み(全ての命を大切にしよう)ということ、度々伝えてきたことである。それなのに…犬を傷つけたのは、不服なことであり、死刑にするところである。皆さんが、仁愛の心をもつことができるように、全ての人がこの生類憐みのルールを必ず守りなさい。  
『仰出之留(おおせいだしのとめ)』 口語訳

・読んで感じたことをまとめてみよう。  
【  
】

③生類憐みの令は、おかした罪と罰則のバランスはとれているか？  
・病気の馬を捨てた場合の罰則は？( ) ←バランスは？(軽い・妥当・重い)  
・犬を傷つけた場合の罰則は？( ) ←バランスは？(軽い・妥当・重い)

2、生類憐みの令は、どんな目的でつくられたルールなのだろうか？予想を書いてみよう。  
【  
】

①作った側の目的：人々に( )することを徹底させたい。  
②生類憐みの令で庶民がこうむる迷惑は？(想像)( )  
③生類憐みの令の問題点(内容・手続き)は？  
【  
】

3、今の社会で、動物愛護に関するルールや、それらをめぐる社会的な課題はあるか？  
課題点：【  
○どのようにルールを定めたら、みんなが納得する動物愛護のルールが作れるだろうか？  
どのように：【  
】

組 番 氏名： \_\_\_\_\_

図1 ワークシート

・読んで感じたことをまとめてみよう。  
【 動物 >> 人間 がある 人を傷ついても 投獄 したらいいのに 人は生類でいい? 】

・読んで感じたことをまとめてみよう。  
【 生類を大切にすることに 死刑にするのはあつらいがあると思っただけ 】

図2

ことが見て取れた。さらに

発問：生類憐みの令は、おかした罪と罰則のバランスはとれているか？

としたところ、「病気の馬を捨てた場合の刑罰は？」と聞いたところ、「本来死刑のところ、鳥流しになるなら、軽いのでは」「病気の馬が感染症に罹患しているならば、罰が重くなるのも仕方ないのでは」などの意見が生徒から出て、多様な意見のもと活発な意見交換がなされた。また「犬を傷つけた場合の刑罰は？」と聞いたところ、多くの生徒が「重い」と回答し、自ずと、やった罪(犬を傷つける)に対して罰(死刑)に違和感を示し「罪刑均衡の原則」が身についている様子が見て取れた。

そこで、あらためて「生類憐れみの令」の目的が全ての命を大切にすることであったであろうと言うことを確認しながら、その目的に対し

て法令の内容・手続きに問題点について考えさせたところ、「罰を下すのは良いと思うが、罰が重い。バランスが悪く、重く感じる人も軽いと思う人もいる」「すぐに死刑⇒命を大切にしていない⇒矛盾が生じる」「権力者が勝手に決めて困る」などの意見(図3)があり、立法の目的の正当性には理解を示しつつ、目的を達成するための手段として覚えた違和感について具体的に意見を形成していた。

③生類憐みの令の問題点(内容・手続き)は？  
【 権力者が勝手に決めて困る 】

③生類憐みの令の問題点(内容・手続き)は？  
【 罰を下すのは良いと思うが、罰が重く感じる人も、軽いと思う人も 】

図3

また権力者が恣意的にルールを制定することが問題であると言及する生徒もあり、「法制定の手続き」のあり方について考えることができ、これからの授業で取り扱う近代社会の成立の学習へとつなげることができた。

## 5 一歩前に

本授業では、話題を現代における動物愛護問題に展開し、

発問：どのようにルールを定めたら、みんなが納得する動物愛護のルールが作れるだろうか？

と生徒に考えさせたところ「みんなの意見を取り入れながら、作れば良いと思った」「一部の人数だけでなく、みんなが納得できるルールを作る」「罪刑の内容をみんなで決める」「刑罰をあらかじめあらわす」などの意見(図4)が出てきて、授業が「民主主義」「罪刑法定主義」について考えるきっかけとなったことが見て取れた。

○どのようにルールを定めたら、みんなが納得する動物愛護のルールが作れるだろうか？  
どのように：【 一部の人が決めて、みんなが納得できるルールを作る。 】

○どのようにルールを定めたら、みんなが納得する動物愛護のルールが作れるだろうか？  
どのように：【 罪刑の内容をみんなで決める。←納得するルール 】

図4

## 6

### おわりに

本授業を通して、生徒が歴史の学習をしながらも、現状の政治や法について考える機会を設定することで、歴史的事象について多角的・多面的なものの方・考え方を身に付けることができた。また歴史的分野、公民的分野と分野を横断した学習となり、生徒が歴史学習を今の暮らしにつなげて考える機会となり、この「法教育教材集」を活用することで生徒が主体的に社会に関わろうとする態度を育みながら、深い学びを実現する授業づくりできるのではないかと考えている。

## 7

### 評価

この教材への取り組みとして、「自分で考える」姿勢は、多くの生徒に見ることができた。「生類を大切にするのに死刑にするのはおかしい」「人は生類ではない？」などという気づきが、そのことを示している。

また、そもそも正解が想定しやすい教材ではないので（日頃、与えられる題材は、正解が決まっていることも多い）、「本来死刑のところは、島流しになるなら、軽い」とか感染症の心配を考えるなど、教師側が思いもしなかった意見が出てくるので、そのことは大切にしていかなければならない。そして、子どもが「自分で考えた」ことを継続させていくことが「主体的な学び」になっていく。

罪と罰のバランスについては、現代の感覚でとらえて、バランスを欠くと判断する生徒が多くなる。これは当然である。

さらに、現代に時間をすすめて、動物愛護のルールを作るとしたら、と問いかけてみると、これについても多くの意見が出された。

ここで、本教材集の示した評価規準を見てみよう。特に、「主体的に学習に取り組む態度」にスポットを当てることにする。

#### ○主体的に学習に取り組む態度

※本実践例においては、ワークシートを実践に合わせて変えているので、ここでは前掲「図1 ワークシート」にあてはめている。

- ・生類憐みの令について考え、今の社会に置き換えて考えている。

#### 【主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例】

##### ○B規準の例

- ・ワークシート全体への記入を通して、自分の感じたことを基に、継続して考え続けることができています。

##### ○A規準の例

- ・歴史上のできごととも、現在につながっていることを意識して、時代の変化や政治の仕組みの違いによって、人々の生活に大きな影響があることを実感することができています。

自分が最初に考えたこと（読んで感じたこと）と、意見を交わしながら、その考えを修正し、最後は、「今の自分」に引き付けて考えることができていくかどうかを、ワークシートの記入から見取っていきたい。この思考の流れがある程度見て取れるならば、Bと評価してよいであろう。

さらに、ワークシートの2、3への記述から、A規準を超えるものであるかどうかを見取っていきたい。例えば、今回の実践では、「みんなの意見を取り入れながら作ればよかった」という記入があった。これは、まさに、国民主権、立憲主義の考えであり、公民的分野の学習につなげていくことが可能な思考であろう。「一部の人だけでなく、みんなが納得できるルールを作る」という記入については、本教材集の弁護士からのアドバイスをみていただくと、これこそが法教育的な視点で考えているということが分かると思う。「刑罰をあらかじめあらかじめあらかじめ」という意見は、文字通り罪刑法定主義の理念であり、そのことの大切さ、逆に、そうでないことの怖ろしさを考えることができていられる。こうした記述については、A規準を超える

ていると見て取ることができる。社会科においては、教師の想定を超えた発想というものは、Aに値すると考えてよいであろう。

なお、社会科学習における主体的な学習観点については、次の5つの視点で見るとよいと考えるので、掲げておく。

- A 学習事象と社会と自分との関係を把握して、具体的な行動変容や社会参画の姿勢を叙述している状態。
- B 学習事象と他者と自分との関係を把握して、具体的な行動変容や社会参画の姿勢を叙述している状態。
- C 学習事象と自分自身との関係を把握して、具体的な行動変容や社会参画の姿勢を叙述している状態。
- D 当初の学習目標や、学習の見通し、学習事象への予測に対して、単元の途中で見直しや振り返りを行い、事象への理解や、学習を通しての社会的思考等が深めていることが叙述できている状態。
- E 学習課題について、長期にわたって考えを深め、資料を集めたり、さまざまな情報を集めたりして、少しずつ事象への理解や、学習を通しての社会的思考が深まっていることを叙述している状態。

この「お犬様」の教材では、AとDの視点が有効だと考える。過去の法令である「生類憐みの令」を対象化して、その問題点をつかみ、今の生活と見比べて、もし、今、生き物を大切にするルールを作るとしたら、という思考ができているというのは、あきらかに主体的な学習が成立していると考えられるのである。

最後に、帝国書院「中学校社会科における分野間連携の必要性」（瀨野清）にもあるように、分野間連携の大切さが今後ますます言われると思われる。昨今の、高校入試問題にも、分野間を融合した問題が多数みられる。その意味で、この教材が、極めて有効なことを指摘しておきたい。